

名古屋港管理組合公報

平成23年11月30日

(水曜日)

号外第260号

目次

条 例

- 名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 1
- 同上 1

条 例

名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十三年十一月三十日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第四号

名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成五年名古屋港管理組合条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

（費用弁償）

第四条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、議長、副議長及び議員のうち居住地が名古屋市内にある者が名古屋港管理組合議会議事堂に登庁したときを除き、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、旅費条例（昭和三十七年名古屋港管理組合条例第六号）に規定する特別職員の旅費相当額とする。

3 前項の規定にかかわらず、名古屋港管理組合議会議事堂に登庁したときの旅費の額は、その旅行につき旅費条例に規定する鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料を、同条例に規定する特別職員に支給することとして算出した額に相当する額とする。
（議員報酬等の支給方法）

第五条 議長、副議長及び議員の議員報酬及び旅費の支給方法については、この条例に定めるもののほか、一般職に属する職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十三年十一月三十日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第五号

名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成五年名古屋港管理組合条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条から第三条までを次のように改める。

第一条 名古屋港管理組合議会の議員には、議長、副議長及び議員の別に議員報酬を支給するものとし、その額は、次の表に定める月額に日額を加えた額とする。

区分	議員報酬
議長	月額 一万円
	日額 一万二千円
副議長	月額 一万円
	日額 一万千円
議員	月額 一万円
	日額 一万円

第二条 日額の議員報酬は、議長、副議長及び議員が、定例会、臨時会、常任委員会、特別委員会又は名古屋港管理組合議会委員会条例（昭和三十二年名古屋港管理組合条例第一号）第七条に規定する分科会、同条例第二十二条に規定する公聴会若しくは名古屋港管理組合議会会議規則（昭和三十九年名古屋港管理組合議会規則第一号）第六十二条に規定する連合審査会（以下「会議等」という。）に出席した日数により支給する。ただし、同一日において二以上の会議等に出席することがあつても重複して支給しない。

第三条 新たに議長、副議長及び議員になつた者には、その日から議員報酬を支給する。

2 前項の規定により月額を議員報酬を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のときの支給額は、その月の現日数を基礎として、日割により計算する。

3 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は死亡によりその職を離れたときは、その月分までの月額を議員報酬を支給する。

4 議員報酬は、いかなる場合においても、重複して支給しない。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 議員報酬は、次に掲げる日に支給する。

一 月額を議員報酬 当該月の十六日

二 日額を議員報酬 職務を行つた日（月の初日から末日までの分を一括して支給する場合は、翌月の十六日）

附 則

この条例は、平成二十三年十二月一日から施行する。